

告示

埼玉県告示第千三百四十三号

令和六年埼玉県告示第五十八号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十日までの間に到来するものについては、自動車税の種別割を除き、同月三十一日とする。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

都道府県名	地 域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町